

答 申

第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、開示請求の対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第 2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成19年3月5日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、平成18年12月6日付けで富山県総合県税事務所が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇支店に発出した株式会社〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇」という。）の口座残高に係る調査要求書及びそれに対する〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇」という。）の答弁書等（以下「本件対象公文書」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成19年3月15日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1号（法令秘情報）、第3号（法人等情報）及び第6号（行政運営情報）に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する非開示決定（存否応答拒否）処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成19年3月19日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成19年4月20日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第 3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、別紙1のとおりである。

第 4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会における意見陳述において説明する非開示理由の要旨は、別紙2のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書の存否応答拒否について

実施機関の条例第10条の規定による本件処分が同条に規定する存否応答拒否の要件を満たしているかどうかを判断する。

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号に掲げる非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。

そこで以下、本件対象公文書の存否を答えるだけでどのような情報を開示することとなるのか、そして、その情報が条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当するか否かについて検討を行うこととする。

2 本件対象公文書の性格について

本件開示請求は、「富山県総合県税事務所が平成18年12月6日付けで〇〇〇〇〇〇支店に発出した〇〇〇〇の口座残高に係る調査要求書及びそれに対する〇〇〇〇の答弁書等」として、〇〇〇〇という法人を特定した上で、実施機関がその口座残高について〇〇〇〇に対して問い合わせた文書及び〇〇〇〇から回答のあった文書の開示を求めたものである。

よって、本件対象公文書の存否を答えることは、〇〇〇〇に対して県税に関する税務調査が行われたという事実の有無を明らかにする情報（以下「本件存否情報」という。）を開示することになるものと認められる。

3 条例第7条第1号（法令秘情報）該当性について

条例第7条第1号は、法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示により、公にすることができないと認められる情報については、非開示とすることを規定している。

地方税法（昭和25年法律第226号）第22条は、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することを規定している。

ここでいう「地方税に関する調査に関する事務」とは、地方公共団体が直接納税者等（取引のある第三者を含む。）に対して質問検査権の行使等正当な権限を行使して納税義務者等にプライバシーを放棄させる行為であり、「事務に関して知り得た秘密」とは、税務職員がその事務に関して知ることができた私人の収入額、所得額、課税標準額、税額等と解されることから、特定法人に係る税務調査に関する情報は、地方税に関する調査により税務職員が知ることができた秘密であることは明らかであり、地方税法第22条に規定する「秘密」と認められる。

したがって、本件存否情報は、地方税法第22条により守秘義務が課されている情報であることから、条例第7条第1号に規定する非開示情報と認められる。

4 条例第7条第3号（法人等情報）該当性について

条例第7条第3号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報については、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示とすることを規定している。

（1）条例第7条第3号本文該当性

ここでいう「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報」とは、①生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるもの、②経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの、③その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるものをいうと解される。

本件存否情報、すなわち、〇〇〇〇に対する税務調査に関する情報は、〇〇〇〇が県税を滞納し、税務調査を受けたという事実の有無が明らかになる情報であるので、公開することにより、法人の信用、社会的評価及び競争上の地位に影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

（2）条例第7条第3号ただし書該当性

条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、例外的に開示することを規定している。

異議申立人は、実施機関が行った強制執行は違法であり、本件対象公文書は、その事実を確認する重要な役割を担っている旨の主張をしている。

しかしながら、本件対象公文書は、仮に存在したとしても、既に2で述べたように実施機関が〇〇〇〇に対して〇〇〇〇の口座残高について問い合わせた事実を証するに過ぎず、異議申立人が主張するような実施機関の強制執行の違法性を確認する文書とはいえない。

よって、本件存否情報は、条例第7条第3号ただし書に該当するものとは認められない。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第3号アに規定する非開示情報と認められる。

5 条例第7条第6号（行政運営情報）該当性について

実施機関は、本件存否情報は、条例第7条第6号の行政運営情報にも該当する旨説明するが、上記3及び4で述べたとおり、本件存否情報は、同条第1号及び第3号アに該当すると認められるので、同条第6号の該当性について判断するまでもない。

6 その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、本件対象公文書について異議申立人がその存在及び内容を了知している公文書であるから、これを非開示とする理由はないと主張している。

しかしながら、条例で定める開示請求権は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず認められていることから、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

このことは、本人からの自己情報についての開示請求である場合も同様であり、仮に請求者本人に係る情報であったとしても、そのことを理由として、非開示とされるべき情報を公開することは認められないのである。

なお、異議申立人は、特に審査会における意見陳述において、本件対象公文書が開示されるべきことの正当性を述べる理由として、実施機関が行った強制執行が違法であることを種々述べた上で、本件対象公文書の開示がその事実の確認に大きく関係している旨の主張をしている。

しかしながら、審査会は、本件存否情報が条例で定める非開示情報に該当するか否かを審査するものであり、当該事実の有無について判断するものではなく、また、いずれの主張も審査会の判断に影響を及ぼすものではないことを念のため付記しておく。

7 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別紙1 異議申立ての理由

- 1 異議申立人は、〇〇〇〇〇〇支店長から、本件対象公文書は平成18年12月6日付けで実施機関から発出された「金融機関等の預貯金等の調査について」と題する文書であるとの説明を受け、平成19年3月5日に同支店長から当該文書の開示を受けているから、実施機関が主張するところの地方税法等によって保護される秘密は、失われている。

- 2 〇〇〇〇は、10年以上も前に企業活動を停止しており、また、実施機関が強制執行した〇〇〇〇に係る県税は、既に解決済みのものである。
このため、〇〇〇〇〇〇支店に開設されている〇〇〇〇名義の預金口座に入金されている金員が〇〇〇〇が所有するものでないことは、実施機関において容易に認識できたはずである。

- 3 したがって、実施機関が当該預金口座に対して行った強制執行は、違法な行為であり、本件対象公文書は、その事実を確認する重要な役割を担っている。

- 4 実施機関が強制執行の過程にある関係者への通知文書等の開示を拒むのは、当該強制執行の不正を自ら認知していることにほかならず、税務職員の守秘義務などの実施機関の主張は単なる言い訳であり、本件処分に係る非開示理由説明は自らの怠慢等を隠蔽する目的以外の何ものでもない。

別紙2 実施機関の非開示理由説明

1 本件対象公文書について

本件開示請求は、県が特定金融機関に対し特定法人の預金口座の残高について調査を行ったことを前提として作成された公文書及びそれに対する当該金融機関からの答弁書等、すなわち、特定の法人に対する税務調査に関する文書を対象とするものである。

2 条例第7条第1号（法令秘情報）該当性について

地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務については、地方税法第22条において、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。」と定められており、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に規定する地方公務員一般に課せられた守秘義務に加えて、より高度の守秘義務が課されている。

平成9年4月25日の最高裁判決（平成7年（オ）第2193号）において、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条第1項及び所得税法（昭和40年法律第33号）第243条の規定に基づく税務職員の守秘義務については、「税務職員の守秘義務は、税務職員が税務調査等の税務事務に関して知り得た納税者自身や取引先等の第三者の秘密を保護するというにとどまらず、そうした秘密を保護することにより、納税者が税務当局に対して事業内容や収支の状況を自主的に開示・申告しても、また、税務調査等に納税者や取引先等の第三者が協力しても、税務職員によってこれが公開されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者や第三者の真実の開示を担保して、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とするものである。」と判断し、また、「特定の者に対する税務調査の有無、調査目的、調査内容及び調査結果は、税務職員が守秘義務を負うべき職務上の秘密に当たることは明らかである。」としている。

国家公務員法第100条第1項の規定は地方公務員法第34条第1項に相当する規定であり、また、所得税法第243条の規定は地方税法第22条に相当する規定であることから、上記判決は地方公務員である税務職員の守秘義務についても類推適用されるものであるといえるため、本件開示請求に係る特定の法人に対する金融機関への調査の有無等の情報は地方税法等の規定によって保護される秘密に当たる。

3 条例第7条第3号（法人等情報）該当性について

地方税法及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条の規定によれば、徴税吏員が銀行等に質問又は検査を行うのは、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときとされており、本件対象公文書の存否を明らかにすれば、特定の法人が税務調査を受けたという事実の有無が明らかになることにより特定の法人に滞納があるかどうか明らかになることから、取引先が当該法人に警戒心を持って臨むこと、あるいは契約交渉において支障が生ずることが予想されるなど、当該法人の事業活動、営業活動に支障を及ぼすことは明らかであり、当該事実の有無の情報は、これを公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

ある。

4 条例第7条第6号（行政運営情報）該当性について

本件公文書の存否を明らかにすれば、県が滞納者の有する財産に対して、いかなる段階でどのような調査を行っているかなど県の調査の手法が明らかとなり、今後の対応を予測することが可能となるため、滞納者が自らの財産を捕捉されないよう対策を講ずることが容易となる。

また、特定の法人が税務調査を受けたという事実の有無を公とした場合、県の税務行政に対する信頼を失墜させ、当該法人を含めた納税者等の理解と協力が得られない事態を招き、今後の税務行政の適正な執行に著しい支障を及ぼすこととなる。

5 存否応答拒否について

以上のとおり、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1号、第3号及び第6号に規定する非開示情報を開示することとなることから、条例第10条に基づき、非開示決定を行わざるを得ない。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 4月20日	諮問書を受理
平成20年 7月10日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成20年 8月 1日	非開示理由説明書を受理
平成20年 9月 2日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成20年 9月 8日 (第59回審査会)	審議
平成20年10月20日	異議申立人から意見書を受理
平成20年10月24日 (第60回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から非開示理由説明を聴取 ・ 審議
平成20年12月 3日 (第61回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見を聴取 ・ 審議
平成20年12月24日 (第62回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
三 賀 孝 治	北日本新聞社論説委員長	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	